

【平成23年第4回定例会 まちづくり委員会委員長報告】

平成23年10月6日 まちづくり委員長 青木 功雄

まちづくり委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、「議案第130号 川崎市障害者施策推進協議会条例及び川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」のまちづくり局に関する部分であります。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第132号 小向住宅新築第1号工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、低入札案件である本工事の品質管理の確保について質疑があり、理事者から、低入札調査委員会において、設計で示された仕様が確保できるよう、業者からヒアリングを行い確認している。また、中間検査が行われる予定であり、定期的に行う現場での打ち合わせ等の際にも現場確認を行うなど、工事の品質確保に努めていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、現場確認を行う職員について質疑があり、理事者から、係長級の職員や経験年数のある職員で行う予定である、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第133号 古市場住宅新築第4号工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、低入札による工事であり、公契約条例の対象案件の工事であるため、しっかりと工事の品質確保に努めていただきたい、との要望がありました。

次に委員から、古市場住宅の建替えに伴い併設された特別養護老人ホームについては、古市場住宅の居住者の優先施設ではなく、地域住民のための社会福祉施設であることをしっかりと広報し、利用について平等性、公平性が保たれるようにしていただきたい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第134号 川崎国際生田緑地ゴルフ場クラブハウス新築工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、計画変更以前に要した工事の設計費用について質疑があり、理事者から、基本設計と実施設計の費用を合計して約3,800万円の費用を要した、との答弁がありました。

次に委員から、今回の工事は設計・施工一括方式によるものであるが、今後大幅な増額変更がないよう努めていただきたい、との要望がありました。

次に委員から、工事費の財源構成について質疑があり、理事者から、当該工事の予算は10億円を確保しており、契約金額は8億850万円となった。予算10億円の財源構成としては、生田緑地ゴルフ場事業特別会計に毎年繰越金が存在しており、そ

の予算から２億円を、残りの８億円については、市債を充てている、との答弁がありました。

次に委員から、クラブハウスにおける防災機能の整備について質疑があり、理事者から、生田緑地は広域避難場所に指定されていることから、避難者の多い避難所へ物資の補充を行うための集中備蓄倉庫の整備を予定している。多摩区の集中備蓄倉庫は、稲田公園に１箇所のみであり、クラブハウスの半径３キロメートルの範囲は、集中備蓄倉庫の空白地域となっていること、生田緑地西側の主要地方道横浜生田線は、緊急輸送路に指定されていることを鑑み、集中備蓄倉庫の整備に適していると考えている、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第１３５号 河原町住宅耐震補強工事請負契約の変更について」であります。

委員会では委員から、本工事の大幅な金額変更について質疑があり、理事者から、本工事については、設計・施工一括発注方式を採用したものであり、当初の予定価格約１１０億円から斬新な工法を取り入れたことにより、工事費の大幅な縮減が図られ、約３０億円での契約となった。今回の増額変更については、低入札の工法とは関わりなく、予見できなかった周辺設備との調整や老朽化の改修といった対応の必要が生じたため、増額変更に至った、との答弁がありました。

そこで委員から、予見できなかった部分もあったかもしれないが、給水管の老朽化については、予見が可能であったのではないかとと思われる。行政として、十分に反省し、今回生じた課題等を精査し、今後の工事発注に生かしてほしい、との要望がありました。

次に委員から、本工事のような大幅な金額変更を避けるための今後の対策について質疑があり、理事者から、設計・施工一括発注方式については、発注前に業者による事前調査が行われるが、今回の河原町住宅については、発注当時約１，５００世帯が入居中であったことから、詳細な現場調査が困難な面があった。今後、このような案件については、入居者へ十分な説明と協力を求め、事前調査を行うことができるよう対処していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、給水管の改修工事を別業者に発注することの考えについて質疑があり、本工事については、入居者が生活しながら耐震補強工事を行うものであり、入居者の安全の確保を考慮すると、複数の業者が施工を行うことは望ましくないと考えられ、また、工事の発注当初も、給水管の切り回しについては、想定し仕様を含んでいたため、給水管の老朽化の改修についても変更契約の中で本工事施工業者により施工されるに至ったとの、答弁がありました。

次に委員から、技術職員の人材育成について質疑があり、理事者から、研修の強化や経験年数のある職員による指導等だけでは、不十分であることを認識している。また、設計積算のミスによる工事の入札中止が発生していることから、原因について精査し、設計積算を行うにあたってのチェック体制の強化や、技術職員の現場での指導に重点を置くなど、今後の人材育成に努めていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、本工事の当初予算から契約によって生じた差額の処理について質疑があり、理事者から、本工事は、複数年にわたる工事であるため、債務負担行為の限度額を設定し、初年度には前払金のみ計上し、２年目以降については所要額のみ計上している、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第１３７号 市道路線の認定及び廃止について」であります。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第１３８号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について」であります。

委員会では委員から、今回の料金割引の対象がＥＴＣ搭載車であることについて質疑があり、理事者から、ＥＴＣの利用により料金所の混雑の解消やＣＯ<sub>2</sub>削減に効果があることから、ＥＴＣ搭載車を割引の対象としている。ＥＴＣの普及率は現在約９割であるが、さらなる普及率の向上を図るため、ＥＴＣの購入や取り付け等の支援サービスを継続的に検討していくと首都高速道路株式会社から聞いている、との答弁がありました。

次に委員から、環境ロードプライシングについて質疑があり、理事者から、大型車を内陸部から、湾岸地域に誘導することによって、環境保全を図ることを目的としており、社会実験として開始された平成１３年１０月から現在まで継続して実施されているが、依然として環境基準を達成できていない路線があることから、今回の新たな料金制度では、恒久的な制度として継続されるとともに、神奈川県内だけでなく、東京都方面まで適用範囲が拡大されることとなった、との答弁がありました。

次に委員から、新たな料金制度の導入による交通量の変化について質疑があり、理事者から、料金制度の改定により利便性が向上し、高速道路だけでなく、一般道路においても交通の転換に伴う円滑化が期待されている。また、効果の検証が重要と認識しており、制度導入後、国と地方自治体による検討会の実施が予定されていることから、引き続き利用しやすい料金体系についても検討していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、利用料金の減収による本市の負担について質疑があり、理事者から、今回の料金改定による収入減については、国の財源が補填されていることから、今回の料金改定により本市へ負担が求められることはない。また、今回の料金改定により一時的な減収の可能性はあるが、今後、中央環状品川線の開通など、ネットワークの拡充が予定されており、交通量の増加が見込まれている、との答弁がありました。

次に委員から、今回の料金改定において、利用料金が増額するケースもあり、改善してほしいとの声を事業者から聞いている。今後、料金改定の際には、利用料金の軽減について検討してほしい、との要望がありました。

次に委員から、今後、外環道への接続を優位に進めていくためにも羽田から川崎縦貫道路への交通量の確保について積極的に取り組んでほしい、との要望がありました。

次に委員から、新たな料金制度の導入に関する市民への広報について質疑があり、

理事者から、首都高速道路株式会社においては、ホームページでのPRやチラシの配布といった広報活動を実施する予定であると聞いている。また、様々な割引制度が設けられていることから、本市としては、基本的な料金制度の広報だけでなく、各種割引制度についても、個別に広報を実施するよう首都高速道路株式会社に対して申し入れるとともに、利用者に対して、効果的な広報活動ができるよう検討してまいりたい、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第139号 訴えの提起について」から「議案第160号 訴えの提起について」の議案22件であります。いずれも市営住宅の建物明渡請求の訴えに関する内容ですので、22件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、家賃滞納者数の推移について質疑があり、理事者から、12ヵ月分以上の家賃滞納者は平成20年度で766名、平成21年度で738名、平成22年度で661名である、との答弁がありました。

次に委員から、家賃滞納者への対応について質疑があり、理事者から、市営住宅の家賃を12ヵ月分以上滞納している者であって、市からの督促や再三にわたる納付指導に応じない者、支払計画書を提出したにもかかわらず履行しない者に対しては明渡請求を行っている。また、居住の継続を希望し、未払家賃を分割で支払う意志のある者に対しては、和解を行っている。12ヵ月分以上の家賃を滞納している者全体の約半数は分割して未払家賃分を納付しているが、残りの半数は、個々の事例を踏まえつつ、順次、明渡請求を行う等、対応している、との答弁がありました。

次に委員から、明渡請求審査会の開催頻度と直近の明渡請求審査会の選定対象数について質疑があり、理事者から、明渡請求審査会は年4回開催されており、直近の明渡請求審査会の選定対象数は30件である。その中から16件が家賃滞納を理由とし、6件については、不法占有を理由とし、明渡請求を行うための議案を提出することとなった。

次に委員から、家賃相当損害金について質疑があり、理事者から、平成22年度実績で、現年度額は2,325万6,000円、過年度額は2,461万9,000円、合計額で4,787万5,000円である、との答弁がありました。

次に委員から、他の政令指定都市における家賃滞納者に対する措置について質疑があり、理事者から、政令指定都市における家賃滞納者に対する法的措置を行う基準については、滞納月数が3ヵ月分以上から、12ヵ月分以上と各都市によって、異なっており、例として、仙台市で3ヵ月分、さいたま市で12ヵ月分、千葉市で3ヵ月分、横浜で7ヵ月分または20万円以上などの基準を設けている、との答弁がありました。

次に委員から、明渡請求を受けた入居者の移転先について質疑があり、理事者から、親族や知人等の家に移転していると聞いている、との答弁がありました。

次に委員から、12ヵ月分未満の家賃滞納者への対応について質疑があり、理事者から、現在は12ヵ月分以上の家賃滞納者への対応を重点的に行っているが、新たな家賃滞納者を増加させないためにも、住宅供給公社とも連携を密にし、12ヵ月分未満の家賃滞納者に対しても、法的措置を含め、厳しい姿勢で対応したいと考えている、

との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、議案２２件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第１６１号 和解について」から「議案第１６３号 和解について」の議案３件であります。いずれも市営住宅の建物明渡請求の和解に関する内容ですので、３件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、議案第１６１号の和解の相手方の未払家賃の分割支払額について質疑があり、理事者から、月額７万円であるが、親族等からの援助を受けるため、支払可能額であると聞いている、との答弁がありました。

次に委員から、和解後、強制執行に至った案件について質疑があり、理事者から、和解後、１３件が強制執行に至っているが、その他の者については、多少の遅れがある場合もあるが、分割して未払家賃を支払っていただいている、との答弁がありました。

次に委員から、平成１５年度から１８年度までの間、和解について議案を提出していたが、途中中断があり、平成２２年度から再度、議案を提出することに至った経緯について質疑があり、理事者から、平成１５年度から１８年度までは、納付誓約に準じた家賃回収手段として和解を実施していたが、制度趣旨を十分理解していない場合もあった。このため、平成１９年度からは、支払が滞っている者に対しては指導を強化し、退去などの強制執行の申し立てを行った。その後、平成２１年度から、新たに市との賃貸借契約上の信頼関係が維持できない者に対して明渡訴訟を提起することとしたため、有効な家賃滞納対策として、訴訟と和解を連動して行うこととなった、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、議案３件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第１９号 宮内の多摩川河川敷を市民利用として残すとともに簡易水洗トイレのすみやかな設置に関する請願」であります。

本請願は、多摩川緑地宮内地区の河川敷を市民の憩いの場として残すとともに、河川敷の利用者のために簡易水洗トイレの設置を願うものであります。

初めに理事者から、多摩川緑地宮内地区周辺のトイレの設置状況については、河川敷内には、宮内歩道橋から約１２０メートル下流に、既設の汲み取り式トイレが設置されており、さらに約３００メートル下流の多摩川緑地等々力地区においても、簡易水洗トイレが設置されている。また、宮内歩道橋を渡った市街地側には、水洗トイレが１箇所整備されている。

簡易水洗トイレの整備状況については、平成１９年３月に策定した多摩川プランの基本目標の一つとして、アメニティの充実を位置付けており、簡易水洗トイレなど新しい形式のトイレへの改修を進めている。

現在のところ、多摩川河川敷には、水洗トイレや簡易水洗トイレを含めて、４５基、設置されており、このうち、簡易水洗トイレについては、平成１９年度から利用頻度の高い地区や再整備を進めている地区を中心に、汲み取り式トイレから簡易水洗トイレへの更新を進めている。

今後の整備計画として、平成24年度については、簡易水洗トイレを川崎区中瀬地区に1箇所整備するとともに、宮内地区についても、汲み取り式のトイレから簡易水洗トイレへの更新を行うこととし、設置箇所については、地元町内会の方々や地域の方々から構成されている宮内等々力河川敷広場利用調整委員会と調整を図っていききたい等の説明を受け質疑に入りました。

委員会では、委員から、多摩川プランにおける宮内地区河川敷の位置づけについて質疑があり、理事者から、宮内地区河川敷は、国が策定した多摩川水系河川整備計画において、地先施設レクリエーション空間と位置づけられており、本市の多摩川プランにおいても、同様の考え方に基づいていることから、今後についても引き続き市民の憩いの場として利用していただきたいと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、今後の多摩川河川敷の汲み取り式トイレの更新について質疑があり、理事者から、今後、汲み取り式トイレから簡易水洗トイレへの更新を行う予定の地区は16地区である、との答弁がありました。

次に委員から、バイオトイレと循環式水洗トイレの整備について質疑があり、理事者から、現在、バイオトイレについては、大師河原1丁目公園地区に一基、循環式水洗トイレについては、宇奈根地区に一基、設置しているが、それぞれ河川敷への電気設備の設置が可能であること等の理由から、整備した経緯がある。しかし、河川敷における電気設備等の設置については制約が多く、国との協議の中で現実的には非常に難しい状況であることから、簡易水洗トイレの整備を中心にを行いアメニティの向上に努めていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、河川敷にある民間施設等のトイレの活用について質疑があり、理事者から、施設管理者が施設利用者のために設置したトイレであるため、現実的には、施設利用者以外の一般の市民が利用することには制約があるが、今後、積極的に施設管理者と協議を進めるよう検討したい、との答弁がありました。

次に委員から、多摩川河川敷を利用する市民が快適に過ごせるようトイレを増設することや設備維持の向上を図ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、多摩川河川敷のトイレ整備に関する基金の設立について質疑があり、理事者から、市民要望の受け皿として基金を設立することは、一つの方法として考えられるが、トイレの設置以外にも様々な要望があるため、現在のところは、基金を設立して対応することは考えていない、との答弁がありました。

次に委員から、県が管理している多摩川河川敷のサイクリングコースの移管について質疑があり、理事者から、本市にあるサイクリングコースについては、現在、県が管理しているが、平成24年4月を目途に本市への移管に向けて、県と協議中である、との答弁がありました。

そこで委員から、サイクリング人口については、今後、増加していくと思われ、多摩川河川敷の利用者も増加すると見込まれる。現在、多摩川プランでは、河川敷の活用方法を地域ごとに位置づけているが、今後、地域活用のあり方も含め、プランの見直しについて検討してほしい、との要望がありました。

取り扱いについて協議したところ、委員から、請願の趣旨については理解でき、また、宮内地区の河川敷を市民利用の憩いの場として残すことや、簡易水洗トイレの設

置に関しては、多摩川プランの中に位置づけられており、前向きに検討されていることから、趣旨採択すべき、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、その趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で、まちづくり委員会の報告を終わります。